原判決を破棄する。

被告人両名をそれぞれ罰金一万円に処する。

被告人両名においてその罰金を完納することができないときは、金一〇 〇〇円を一日に換算した期間その被告人を労役場に留置する。

公職選挙法二五二条一項により選挙権、被選挙権を有しない期間を、被 告人両名について二年にそれぞれ短縮する。

訴訟費用は原審及び当審共被告人両名の連帯負担とする。

本件控訴の趣意は、伊丹区検察庁検察官事務取扱検事土井義明作成の控訴趣

意書記載のとおりであるから、これを引用する。 論旨は要するに、原判決は、被告人両名が本件公訴事実記載のような規格内の大 きさで、一はその右側に縦書きに「A」の文字を、その左端中央部に候補者の向つて右側半分の顔写真を、上部に左横書きに「市長候補」の文字を、最下端に左横書きに掲示責任者及び印刷者の氏名及び住所を記入し(これを以下単に(一)のポス ターという)、他はその右端中央部に候補者の向つて左側半分の顔写真を、左側に 縦書きに「B」の文字を、それらの中間下部に縦書きに候補者の略歴を、上部に左 横書きに「四選阻止」の文字を、最下部に掲示責任者及び印刷者の氏名及び住所を 記入し(これを以下単に(二)のポスターという)たポスター二種を二五〇枚宛作 成し、これらに川西市選挙管理委員会の検印を受けた後、各一枚を組合せて貼付し 九〇ヶ所に掲示したことを認めながら、右各ポスターはいずれも候補者の顔が左右 半分しか印刷されていない等の点があつても、その記載内容からみて選挙運動用ポスター(公職選挙法一四三条一項五号にいうポスター。以下単に五号ポスターとい う)としてそれぞれ独立した客観的効用を有するものと認められるから、それらが 組合されて掲示されることにより、その組合された全体がこれを組成する各ポスタ ーと異つた新たな意味内容を表現するに至つたとしても、規格制限の対象となるの は各一枚のポスターであつて、組合された全体ではないから、公職選挙法一四四条 三項に違反するものとはいえないとして無罪の云渡をした。しかしながら、右 (二)のポスターについては、選挙の特定がないから独立した五号ポスターとは認 かられないし、仮に独立した五号ポスターに該当するとしても、右(一)、(二) められないし、仮に独立した五号ポスターに該当するとしても、右(一)、(二) の二枚のポスターを組合せることによつてその全体が別個独立した選挙運動用ポス ターとしての効用を有するに至つた場合は、五号ポスターが新たに作出されたこと になり、その全体が同法一四四条三項の規格制限に服するものと認めるべきであ る。従つて、原判決の右判断は同法一四四条三項、二四三条四号の解釈適用を誤つ た違法がある、というのである。

そこで調査するのに、原判決が所論のような事実を認定し、且つ所論のよろ

な理由によって無罪の言渡をしたことは記録上明らかである。 ところで、五号ポスターというのは、その外形、内容自体からみて特定の選挙に ついて特定の候補者の当選を得るため投票を得又は得しめる目的のために使用され ると推定され得るポスターてあつて(最高裁判所昭和三六年三月一七日第二小法廷 判決参照)、それ自体独立して選挙運動用ポスターとしての効用を有すると認めら れるものをいうのであるが、右ポスターについては公職選挙法(以下単に法とい う)一四四条において、それぞれの選挙に応じて枚数を制限すると共に、その大きさもタブロイド型(長さ四二センチメートル、幅三〇センチメートル)を超えてはならないとし、且つこれについて当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の検印を受けなければ掲示することができない旨規定し、これらの制限に違反する 五号ポスターを掲示した場合には、〈要旨〉厳しく処罰をもつて臨んでいる (法二四 三条四号)。そしてこのように法が五号ポスターを含めて選挙運動のた</要旨>めに 使用する文書図画について厳しい制限を設けたゆえんは、公職の選挙においてこの ような文書図画の頒布、掲示を無制限に認めるときは、かえつて選挙運動の不当な競争を招き、選挙人の正しかるべき認識判断を誤らせ、ひいては選挙の自由公正を害しその適正公平を保障しがたいこととなるので、このような弊害を防止するため各候補者間の競争をできるだけ平等な条件のもとで行わせよらとするにある。従って、このような弊害を防止するためる。 て、五号ポスターの制限についてもこのような趣旨に基いて解釈すべきであり、 かるときは、選挙運動用ポスターとしてそれ自体独立の効用を有しないポスターと もしそれが二枚以上組合されて掲示されることにより選挙運動用ポスタ 一として独立の効用を発揮すると認められる場合には、その全体がはじめて五号ポ スターとしての規格制限の対象となるのであり、又たとえその一枚のポスターが選

挙運動用ポスターとして独立の効用を有する規格内のポスターであつても、それを 二枚以上組合せ、あるいは他の独立の効用を有しないポスターと組合せて掲示され ることにより、全体としてそれを組成する各ポスターとは別個の新たな意味内容を 表現するに至る場合には、右と同様全体としてのポスターが五号ポスターとしての 規格制限に服するものと解すべきである。

原判決は、右(二)のポスターについて、四選阻止の文字の記載があるが市長候補の文字の記載がないことを考慮に入れても、その記載内容からすればなお川西市 長選挙の選挙運動用ポスターとしての独立した効用を有するものと認めるのが相当 であるというのであるが、右ポスターはその外形、内容即ち氏名の記載があり、又その文字の大きさ、半分とはいえ顔の写真があること、経歴の記載があることから 推して、それが何らかの選挙に関するポスターであることは認められるとしても、 電して、それが何らかの選挙に関するホスターであることは認められるとしても、 司法警察員巡査部長で他一名作成の「公職選挙法違反ポスター(規格制限違反)の 写真撮影とその掲示場所の確認について」と題する書面、司法巡査D作成の「川西 市長候補Bの違反ポスターの掲示場所の調査について」と題する書面、「規格制限 違反ポスター写真」と題する写真綴(写真七九枚共)、司法巡査E作成の「公職選 挙法違反(規格制限違反)五号ポスターの掲示場所の確認と写真撮影について」と 題する書面(写真一二枚共)、F、被告人Gの司法警察員に対する各供述調書によって明らかなように、当時川西市においては市長選挙と同時に川西市議会議員の補 欠選挙が行われ、他の市長候補者の他に数名の市議会議員候補者があり、川西市内 にはいたる所に多種多量の五号ポスターが掲示されていたこと、Bは昭和四一年八月一八日の告示間近に突然立候補することを決め、直ちに選挙運動の準備にかかつたもので、それまでいわゆる政治には全く関係したことがなく、名前も周知であった。 たとはいえないのであつて、このような状況のもとにおいては、たとえ(二)のポ スターには四選阻止の文字があることを考慮しても、それがいずれの選挙に立候補 したものか選挙人にはたやすく知ることができないというべきである。このこと は、Hの司法警察員に対する供述調書によつて明らかなように、本件選挙において のポスターを原判示のように左右組合せて掲示したため、所轄警察 (二)のポスターを原判示のように左右組合せて掲示したため、所轄警察 署から警告をうけたので直ちにこれを撤去し、(二)のポスターは四選阻止の文字 の下に「市長候補」なるゴム印を押したうえ(一)のポスターとは別に再掲示した ことからみても明らかである。

のみならず、I、J、Kの司法巡査に対する各供述調書、被告人両名の検察官及び司法警察員に対する各供述調書によれば、被告人両名はいずれもBの選挙運動者であつて、広報関係の責任者Lを補佐して、被告人Gは選挙運動用ポスターの掲載におけるマイク、立看板の設置等の企画に、被告人Mは選挙運動用ポスターの図案製作等の仕事にそれぞれ従事していたが、被告人Mは、選挙運動用ポスターの図案を作成するにあたり、タブロイド型用紙に立候補者の顔写真を石半分宛印刷し、これらを組合せると真中に一個の顔写真が完成する図案にしてそれを組合せて掲示することにより他の立候補者の五号ポスターより大きく見せて、それを組合せて掲示することにより他の立候補者の五号ポスターにも市長候補と記載されて、選挙人の注意を引く効果をねらうことを考え、被告人Gにも市長候補の文字が並ぶいたのを、被告人Gの意見により(一)と組合せた場合同じ市長候補の文字が並ぶ

との理由で四選阻止にかえたうえ、規格内である縦約四一・五センチメートル横約 二八センチメートルの前記のような(一)、(二)のポスターを印刷作成し、これ を縦四五センチメートル、横六〇センチメートルのベニヤ板の上に前記のように左 右組合せて貼付し川西市内の九〇ケ所に掲示させたことが認められるのであつて、 本件ポスターは被告人両名において企画の当初から(一)、(二)の二枚を組合せ て掲示することを目的として作成されたことが明らかである。

で進んで(一)のポスターを記した。 こで進んで(一)のポスターを記した場合して掲示した場合して掲って掲って、(一)のポスターのでは、(一)のポスターの市長候補の文字が横に結びつくことにおり、ことに対して、できて、(一)のポスターの市長候補の文字が横に結びつくことに対り、ことに対り、ことに対り、ことに対り、ことに対り、ことに対り、ことに対り、ことに対り、ことに対り、ことに対して、ならずにはが、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対し、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対して、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対しに対し、ことに対いに対し、ことに対しに対し、ことに対し、ことに対し、ことに対いに対し、ことに対しに対し、ことに対し、ことに対しに対しに対し、に対しに対し、に対しに対し、ことに対

五 以上要するに、本件(一)、(二)のポスターは選挙管理委員会の検印を受けたものであり、又その掲示方法は原則として自由であるとはいえ、これらを組合せて掲示することにより、新たな選挙運動用ポスターとして独自の効用を有するに至り、しかもその大きさがタブロイド型を越えることになることは明白であるから、被告人両名の前記所為は法一四四条三項に違反し、二四三条四号に該当するものというべきであるのに、これと相反する判断をし、被告人両名に対し無罪の言渡をした原判決には法令の解釈適用を誤つた違法があり、この違法は判決に影響を及

ぼすことが明らかである。論旨は理由がある。 よつて、刑事訴訟法三九七条一項、三八〇条により原判決を破棄し、同法四〇〇 条但書により被告事件について更に次のとおり判決する。

(罪となるべき事実)

被告人両名は、昭和四一年八月一八日告示、同月二八日施行の兵庫県川西市長選 挙に際し、同選挙に立候補したBの選挙運動者であるが、右候補者の選挙運動のた めに使用する公職選挙法一四三条一項五号のポスターを作成、掲示するに当り、共 謀のうえ、二枚を一組に掲示してそれが一体と見えるようなポスターを作ることを 計画し、西宮市a町所在O株式会社をして、縦約四一・五センチメートル横約二八センチメートルのポスターー二〇〇枚のうち、二五〇枚(これを(一)のポスター という)にはそれぞれその右側に縦書きで「A」の文字を、その左端中央部に同候補者の向つて右側半分の顔写真を、それらの上部には左から横書きで「市長候補」 の文字を、最下部には左から横書きに掲示責任者及び印刷者の氏名(名称)及び住 所(所在地)を各印刷させ、他の二五〇枚(これを(二)のポスターという)には それぞれその左側に縦書きで「B」の文字を、その右端中央部に同候補者の向つて 左側半分の顔写真を、それらの上部には左から横書きで「四選阻止」の文字を、中 間下部に縦書きで同候補者の略歴を、最下部には左から横書きに掲示責任者及び印 刷者の氏名(名称)及び住所(所在地)を各印刷させ、もつて右(一)、(二)の ポスター各二五〇枚合計五〇〇枚を作成し、これらに川西市選挙管理委員会の検印 を受けたうえ、縦約四五センチメートル横約六〇センチメートルのベニヤ板に (一)のポスターを右側に、(二)のポスターを左側に組合せて貼付し、昭和四一年八月一八日川西市内の別紙掲示場所一覧表記載の九〇ケ所に使用人をして掲示さ せ、よつて二枚を一体とした規格外の選挙運動用ポスターを掲示したものである。

(証拠の標目)

原審第一回及び第三回公判調書中の被告人両名の各供述記載

被告人両名の検察官及び司法警察員に対する各供述調書

司法警察員巡査部長C他一名作成の「公職選挙法違反ポスター(規格制限違 反) の写真撮影とその掲示場所の確認について」と題する書面

司法巡査D作成の「川西市長候補Bの違反ポスターの掲示場所の調査につい て」と題する書面

「規格制限違反ポスター写真」と題する写真綴(写真七九枚共)

- 司法巡査E作成の「公職選挙法違反(規格制限違反)五号ポスターの掲示場 所の確認と写真撮影について」と題する書面(写真一二枚共)
 - F、Nの司法警察員に対する各供述調書
 - 原審第二回公判調書中証人Fの供述記載
 - 当審証人Nの供述
 - P、L、Hの司法警察員に対する各供述調書 J、Kの司法巡査に対する各供述調書
- 押収してある「市長選挙G候補五号ポスター」二枚(昭和四三年押第八一号 $\mathcal{O}-\mathcal{O}-\mathcal{I}$ (法律の適用)

法律に照らすと、被告人両名の判示所為はいずれも公職選挙法二四三条四号 四四条三項、刑法六〇条に該当するので、所定刑中罰金刑を選択しその所定金額の 範囲内で被告人両名をそれぞれ罰金一万円に処し、被告人両名においてその罰金を 完納することができないときは、刑法一八条により金一〇〇〇円を一日に換算した期間その被告人を労役場に留置することとし、公職選挙法二五二条四項により同条 一項所定の選挙権及び被選挙権を有しない期間を二年に短縮し、訴訟費用は原審及 び当審共刑事訴訟法一八一条一項本文、一八二条により被告人両名に連帯して負担 させることとする。

よつて主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 瓦谷末雄 裁判官 鈴木盛一郎 裁判官 上田次郎) (別表 省略)